

監査第41号
令和4年11月28日

山口市監査委員 宮 川 英 之
同 石 高 雅 美
同 宮 崎 高 行

令和4年度定期監査（前期）の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和4年 4月 4日から 令和4年 4月28日まで	小郡総合支所 地域振興課、農林課、土木課
令和4年 5月 2日から 令和4年 5月31日まで	環境部 資源循環推進課、清掃事務所 農林水産部 水産港湾課
令和4年 6月 1日から 令和4年 7月 8日まで	上下水道局 上下水道総務課、業務課、水道整備課、水道施設課、下水道整備課、下水道施設課、南部上下水道事務所、阿東簡易水道事務所
令和4年 9月 1日から 令和4年 9月30日まで	総合政策部 企画経営課 こども未来部 保育園：山口第二、あじす、地福、小鯖 幼稚園：大内 選挙管理委員会事務局

2 監査の対象期間
令和3年度

3 監査の方法

令和4年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に則り、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が条例等に適

合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れや訂正方法の誤り等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

ついては、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・ 公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・ 支払手続、調定事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・ 契約事務における添付書類の不備、添付書類漏れ、契約書の条項や契約監理マニュアルと異なる事務取扱い
- ・ 決裁文書の決裁日・施行日の記載漏れ
- ・ 工事関係書類及び請求書の日付や切手受払簿等への修正テープや砂消しゴムなどの使用による不適切な修正、不要な押印への修正テープの使用

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するための多元的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、その仕組みが組織の細部にまで周知徹底されるよう体制を整えられたい。